

あい み  
相 見 川 水 系  
河 川 整 備 計 画

平成16年6月

石 川 県

# 目 次

## 第 1 章 流域及び河川の概要

- 第 1 節 流域及び河川の概要…………… 1
- 第 2 節 河川整備の現状と課題…………… 2

## 第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項

- 第 1 節 河川整備計画の対象区間…………… 3
- 第 2 節 河川整備計画の対象期間…………… 3
- 第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 …… 3
- 第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 …… 3
- 第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項…………… 4

## 第 3 章 河川の整備の実施に関する事項

- 第 1 節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の  
施行により設置される河川管理施設の機能の概要…………… 5
- 第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所…………… 9
- 第 3 節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項 …… 10

## 第1章 流域及び河川の概要

### 第1節 流域及び河川の概要

相見川は、<sup>あいみ</sup>羽咋郡<sup>はくい</sup>押水町<sup>おしみず</sup>と<sup>しお</sup>志雄町の境に位置する石峠（標高 340m）に源を発し、志雄町の山地を流下後、押水町北部の平野をほぼ東から西に向かって貫流して日本海に注ぐ、流域面積 14.1km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 5 kmの二級河川である。

その流域は、押水町と志雄町の2町にまたがり、河口部は能登半島国定公園（海面）の南端に位置している。

流域の気候は、日本海側式気候であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、羽咋観測所の年間降水量は約 2,000 mmである。

流域の地形は、下流の平地部を除き大半が標高 100m から 300m 程度の山地で占められている。

地質は、下流平野部は沖積低地の砂・泥等の未固結堆積物からなり、上流山地部は新第三紀の砂岩及び泥岩が分布している。

相見川の上流部は、スギ、ヒノキ等の植林やアカマツ、コナラ等の自然林が広がる山地の谷間を蛇行しながら流下し、河岸にはハリエンジュ、ネムノキ等が河川に覆い被さる様に生い茂っている。水際にはミゾソバ、イボクサ等が植生し、河道には瀬や淵が交互に見られ、アブラハヤやドジョウ、カジカ等が生息している。

丘陵地を抜け出た中流部では、河川に沿って水田が広がり、集落が点在する里山の風景を呈している。蛇行しながら流下する河道には瀬や淵が見られ、アユ、アブラハヤ等の魚類が生息し、水際にはヨシ、オオイヌタデ、セリ等の植生が見られる。

下流部では、水田が広がる中を緩やかに流れ、日本海へ注いでいる。河道にはマコモ、ミゾソバ、ヨシ等の植生が見られ、特に河床部の湧水箇所では貴重種であるミクリの生育も見られる。また、カルガモやアオサギなどの鳥類が飛来している。

河口から 0.8 km 付近の今浜堰までが感潮区間になっており、汽水魚であるスズキやマハゼなども生息し、寄り州にはマコモ等が生育している。

河川の水質は、環境基準の水域類型の指定はされておらず、水質の常時監視は実施されていない。

## 第2節 河川整備の現状と課題

### 1 治水の現状と課題

過去の水害としては、昭和51年8月の洪水や昭和53年8月の洪水などにより度々浸水被害が生じている。

本水系の治水事業は、河口からJR橋下流付近までの2,050mの区間について昭和55年度から護岸等の改修工事を実施中であり、この内河口から上流約1,400mの区間については工事が完了している。

しかしながら、JR橋までの区間は依然として治水安全度が低い状態であり、早急な河川改修が必要となっている。

### 2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

本水系の河川水は、農業用水として利用されている。近年の代表的な渇水年である平成6年には、利水者間の調整等により深刻な渇水被害には至らなかった。

河川環境に関しては、魚類の良好な生息環境である瀬や淵が形成されている他、河岸にはヨシ、マコモ、ミゾソバなどが生育し、河道内の湧水箇所ではミクリも見られるなど良好な環境にある。

近年の河川工事においては、これらの良好な河川環境を保全するため植生ブロックや魚巢ブロックなどの環境保全型ブロックを用いるなどの工夫を行っている。

河川空間の利用については、下流部に小学校や町立運動公園が近接し、堤防は散策路等として利用されている。

## 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、二級河川相見川水系の石川県知事管理区間とする。

### 第2節 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね10年間とする。

### 第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、押水町の沿川地域を羽咋や宝達<sup>ほうだつ</sup>山観測所設置以来最大の1時間雨量を観測した平成10年9月の豪雨を踏まえ、概ね10年に1回発生する規模の降雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。

### 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息する本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況を把握し、魚類が生息する場の保全に努める。

水質については、今後も河川パトロールを行い、河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し、対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。

## 第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

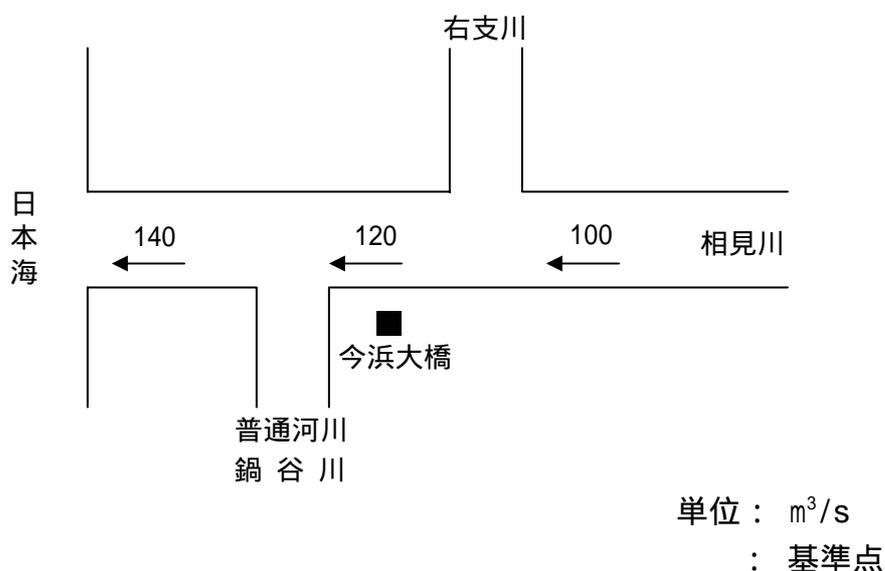
河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、河岸にはヨシ、マコモ、ミゾソバなど豊かな植生が見られ、特に河道内の湧水箇所にミクリが生育していることや、魚類の良好な生息環境である瀬や淵が形成されている現状を踏まえ、河川整備にあたってはそれらの生息環境の保全を図るとともに、里山・田園風景の中を流れる相見川の特徴に配慮しながら実施するものとする。

### 第3章 河川の整備の実施に関する事項

#### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

##### 1 河川工事の目的、種類

相見川下流部には集落が点在しており、治水安全度の向上が望まれている。計画の規模は概ね10年に1回発生する規模の降雨による洪水が発生しても安全に流下させることを目標とし、そのピク流量を基準地点今浜大橋において $120\text{m}^3/\text{s}$ と定め、堤防の新設、改築及び掘削を行って河積を増大させて水位を下げ、洪水の安全な流下を図ることとする。



(図 - 1) 計画高水流量配分図

河川整備を進めるに当たっての計画平面形、縦断形及び横断形の基本的な考え方は次のとおりである。

##### 計画平面形状

国道249号より下流区間は直線をなす一方、上流区間は若干の蛇行を有し、この蛇行により生じている瀬や淵が魚類の良好な生息の場を形成している。このため、計画平面形状は現河道平面形状を尊重した形状とする。

#### 計画縦断形状

計画縦断形状は、現況の河床勾配を尊重し、河床の掘り下げと落差工の配置によって、集落に近接する上流区間では掘込河道とし、かつ、JR橋の嵩上げはしない計画とした。

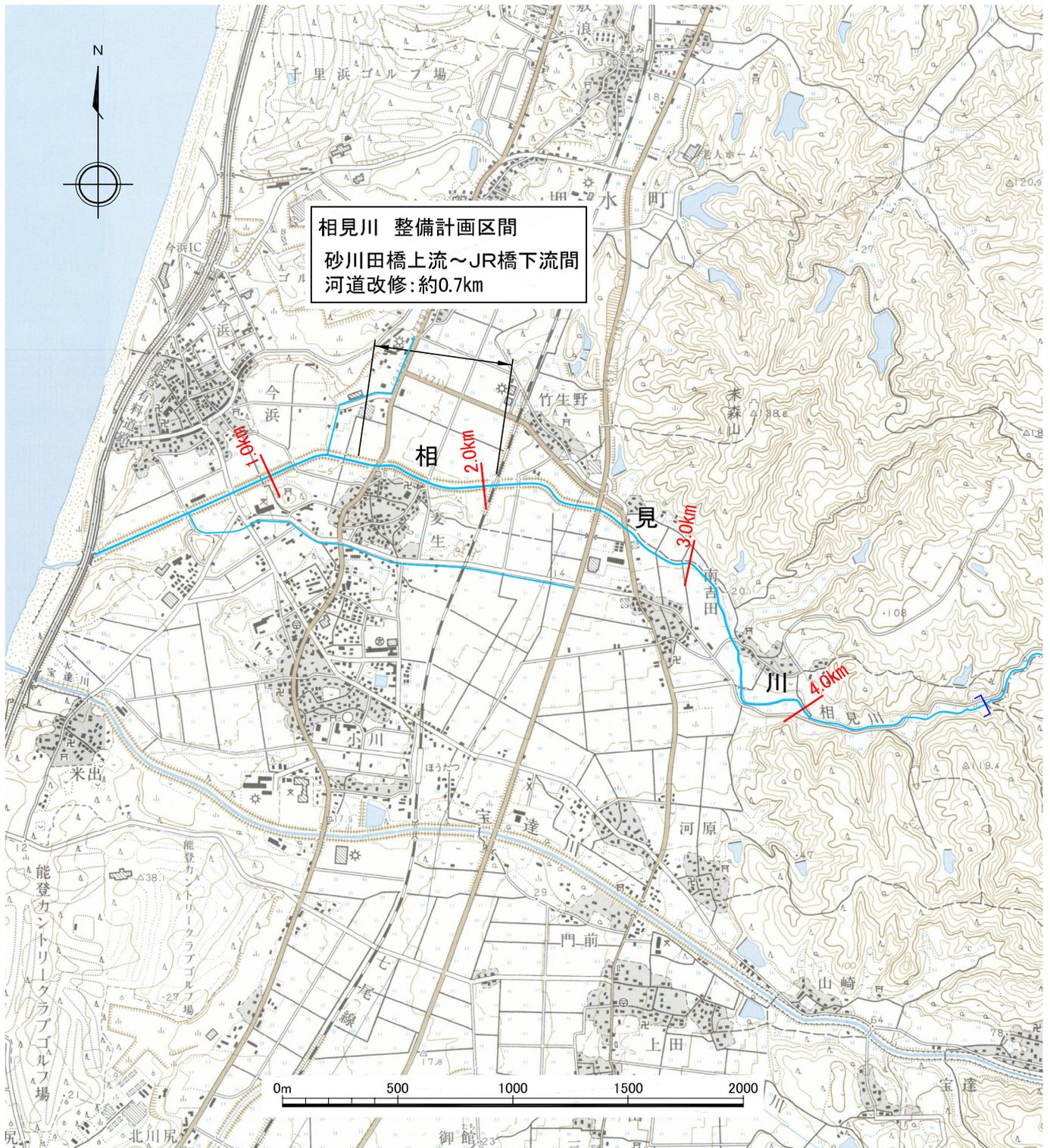
#### 計画横断形状

水際にヨシ等の湿生草本群落が繁茂するなど豊かな植生が形成されている。また、瀬や淵など多様な河道形態を維持している。計画横断形状はこれらの特性を踏まえ、掘削や引堤により河積を確保するとともに、植生の保全やみお筋の確保など河川環境に配慮した横断形状とする。

## 2 施行の場所及び工事の概要

相見川における河川工事は（図 - 1）に示す計画高水流量を安全に流下させる河道を確保するとともに、沿川の地形や土地利用・自然環境を踏まえて、魚類の生息環境及び植生の回復に配慮したものとなるよう努める。

施行の場所は、砂川田橋上流からJR橋下流付近までのL=約0.7kmとする。



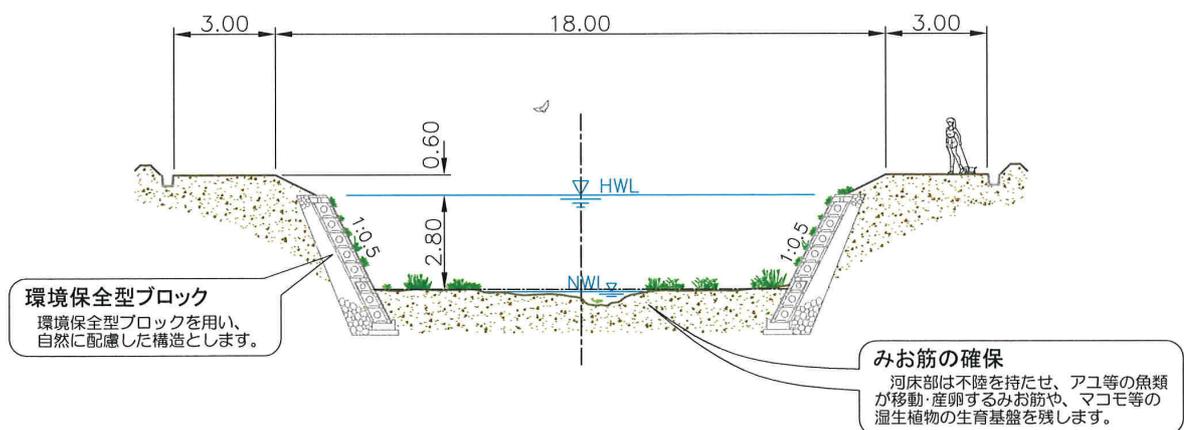
相見川水系 施行区間図

### 砂川田橋上流からJR橋下流付近

相見川における河川工事は、計画高水流量を安全に流下させるため、引堤及び河床掘削を実施する。

工事の実施にあたっては、護岸は魚巣ブロックや植生ブロックなどの環境保全型ブロックを用いて自然に配慮した構造にするとともに、河床部は不陸を持たせて魚類の生息の場となるみお筋の確保に配慮した河川整備に努める。

### きねつぎ 杵次橋付近（河口から 1.8 km）



## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、災害発生の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努めるものとする。

### 1 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行う。

また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合や出水後に重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努める。

### 2 樹木及び堆積した土砂等の管理

河道内の樹木及び堆積した土砂等は、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより繁茂状況及び堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及び撤去等の維持管理に努める。

### 3 河川空間の適切な利用調整・管理

下流部では小学校や町立運動公園が近接するなど堤防は散策路として利用されているので、今後とも、適切な河川空間の利用がなされるように努める。

### 4 河川情報の高度化及び提供

洪水に備えるため、雨量・水位情報の集積を図る「河川総合情報システム」を構築し、洪水災害等への対応の迅速化に努める。また、洪水時等は「河川総合情報システム」により流域内の雨量や河川水位等の河川情報の収集を行い、町民へインターネット等で情報提供するとともに、関係機関とも連携して水防体制の維持・強化に努める。

### 5 水量・水質の監視等

適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。渇水時には、関係機関への情報提供や

収集を行い、円滑な濁水調整がなされるように努める。

また、河川巡視や関係機関との連携により水質事故等の早期発見と適切な対処に努める。

### **第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項**

#### **1 流域住民と共同で行う河川管理**

相見川水系の豊かな自然を保全し、良好な社会資本として利用し、また、次世代へ引き継いでゆくためには、地域住民の理解と協力を得ることが重要である。

このため、河川に関する情報提供に努めるとともに、河川整備、河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握することにより、地域住民との連携を図り、住民参加による川づくりや河川清掃等の活動の支援に努める。

#### **2 防災意識の向上**

相見川水系の洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備と併せて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要がある。

このため関係機関と協力して平時から水防活動及び警戒・避難を支援する「河川総合情報システム」により情報の提供を行い、水防意識の高揚に努める。